

特定技能所属機関	代表者名	所在地	処分理由	処分年月日
株式会社ジョイエンタープライズ	間中 繁孝	埼玉県川越市脇田町6番地19	出入国管理及び難民認定法第19条の18第2項の規定に基づく届出を一部行わなかったため、同法第19条の19の規定に基づき指導勧告書を交付したものの、その後も同届出を行わなかったことから、同法第19条の21第1項の規定に基づく改善命令を行う必要があると認められたため。	令和3年12月23日
株式会社とい	伊勢 胤信	山口県宇部市大字妻崎開作32-1	出入国管理及び難民認定法第19条の18第2項の規定に基づく届出を一部行わなかったため、同法第19条の19の規定に基づき指導勧告書を交付したものの、その後も同届出を行わなかったことから、同法第19条の21第1項の規定に基づく改善命令を行う必要があると認められたため。	令和6年11月19日
シノブフーズ株式会社	松本 崇志	大阪府大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号	特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第4号リ（3）に掲げる行為（外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為）を行った者として同号の基準に適合せず、同項第11号（特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること）の基準に適合しないものと認められることから、出入国管理及び難民認定法第19条の21第1項の規定に基づく改善命令を行う必要があると認められたため。	令和7年3月4日
株式会社シャトレーズ	古屋 勇治	山梨県甲府市下曾根町3440番地1	特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第4号リ（3）に掲げる行為（外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為）を行った者として同号の基準に適合せず、同項第11号（特定技能雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること）の基準に適合しないものと認められることから、出入国管理及び難民認定法第19条の21第1項の規定に基づく改善命令を行う必要があると認められたため。	令和7年5月2日